

京都地方税機構議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

平成21年 8 月19日
京都地方税機構条例第12号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条及び第70条第1項の規定により、京都地方税機構議会議員その他非常勤の広域連合長、副広域連合長及び職員（以下「議員等」という。）の公務上の災害（法第1条に規定する災害をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（補償）

第2条 議員等の補償については、京都府議会議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和52年京都府条例第29号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。